

守っていますか？  
**犬・猫**  
を飼うときの  
ルールとマナー



9月20日～26日は **動物愛護週間**

「動物の愛護及び管理に関する法律」では9月20日～9月26日を動物愛護週間と定めています。これは広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるよう定められたものです。この機会に身近にいる動物について理解し、共に生きることを考えてみましょう。

問合せ先／環境衛生課 (979-8112)

**猫**  
の飼い主へ

猫の飼い方のルール

- 室内飼育  
迷子や交通事故、感染症などから猫を守ることもつながります。室内で飼育しましょう。
- 繁殖制限  
未手術のオス猫を外に出すと、よその猫を妊娠させる原因になります。望まない繁殖を防ぐため、不妊去勢手術を受けましょう。
- 飼い主の明示  
飼い猫であることを明示するために、首輪に迷子札などを付けましょう。

**注意**  
町民やボランティアの方々が飼い主のいない猫の不妊去勢手術のため、捕獲することがあります。間違っても飼い猫が捕獲されないように室内飼育・飼い主の明示を心がけましょう。

飼い主のいない猫への接し方

地域の理解を得ていない無責任な餌やりはトラブルの原因となり、猫自身を不幸にしまいます。次の対策を行い、飼い主のいない猫による問題を改善しましょう。

- ①猫の不妊去勢手術  
猫の数・性別・餌場などの現状を把握し、TNRm(※)を行います。  
※Trap(捕獲)・Neuter(手術)・Return(元の縄張りへ戻す)・Management(管理)のこと
- ②置き餌をしない  
他の動物や虫が集まり、環境悪化につながります。置き餌をすることはやめましょう。
- ③ふん尿の掃除  
簡易トイレの設置やふん尿の見回りをしましょう。

飼い主のいない猫への  
不妊去勢手術について

町の委託した動物病院での手術を行う場合、予算の範囲内で手術費用を町が負担します。詳細は、環境衛生課にお問い合わせください。

**犬**  
の飼い主へ

犬の飼い方のルール

- 放し飼い・ノーリードでの散歩は禁止  
柵に囲まれた個人の敷地内や屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしないようにしましょう。
- つなぐ場所に気をつける  
つないで飼う場合には、人に危害を与えるおそれのないように注意しましょう。
- 周辺の住民や環境への配慮  
鳴き声や毛の飛散、ふん尿の放置などで地域に迷惑をかけないようにしましょう。
- 散歩時の安全確保  
必ずリードを付け、犬を制御できる人が行いましょう。尿は十分な水で流し、ふんは必ず片付けましょう。
- 犬の性質や特性を知る  
飼い犬のことをよく理解し、事故を起こさないよう適切につつけをしましょう。

飼い主の義務

- ①町への飼い犬の登録や届け出  
町へ必要な届け出は次のとおりです。忘れずに届け出をお願いします。

届け出が必要な時	届け出書類	提出先
犬を飼い始めた時	犬の登録申請書	環境衛生課
犬が死亡した時	犬の死亡届	
飼い犬が人をかんだ時	飼い犬が人をかんだ届	
飼い主が変更した時	所有者変更届	
飼い主が住所変更した時(町内)	所在地変更届	転出先の市町
飼い主が住所変更した時(町外)		

②犬の鑑札と注射済票の装着  
犬が迷子の時に、鑑札と注射済票の番号から飼い主が分かります。首輪に装着できる迷子札ホルダーを環境衛生課窓口で配布しています。装着を心がけましょう。

すべての  
**動物**  
の飼い主へ



ペットが迷子になったら

ペットがいなくなった時は、慌てずに次の順序で連絡をしてください。

- ①環境衛生課 (979-8112)
- ②東部保健所 (920-2102)
- ③三島警察署 (981-0110)

**Check**  
動物を捨てる・傷つけることは犯罪です

愛護動物を殺すこと・傷つけること・衰弱させること・捨てることはいずれも犯罪です。このようなことを目撃したら警察に通報してください。